

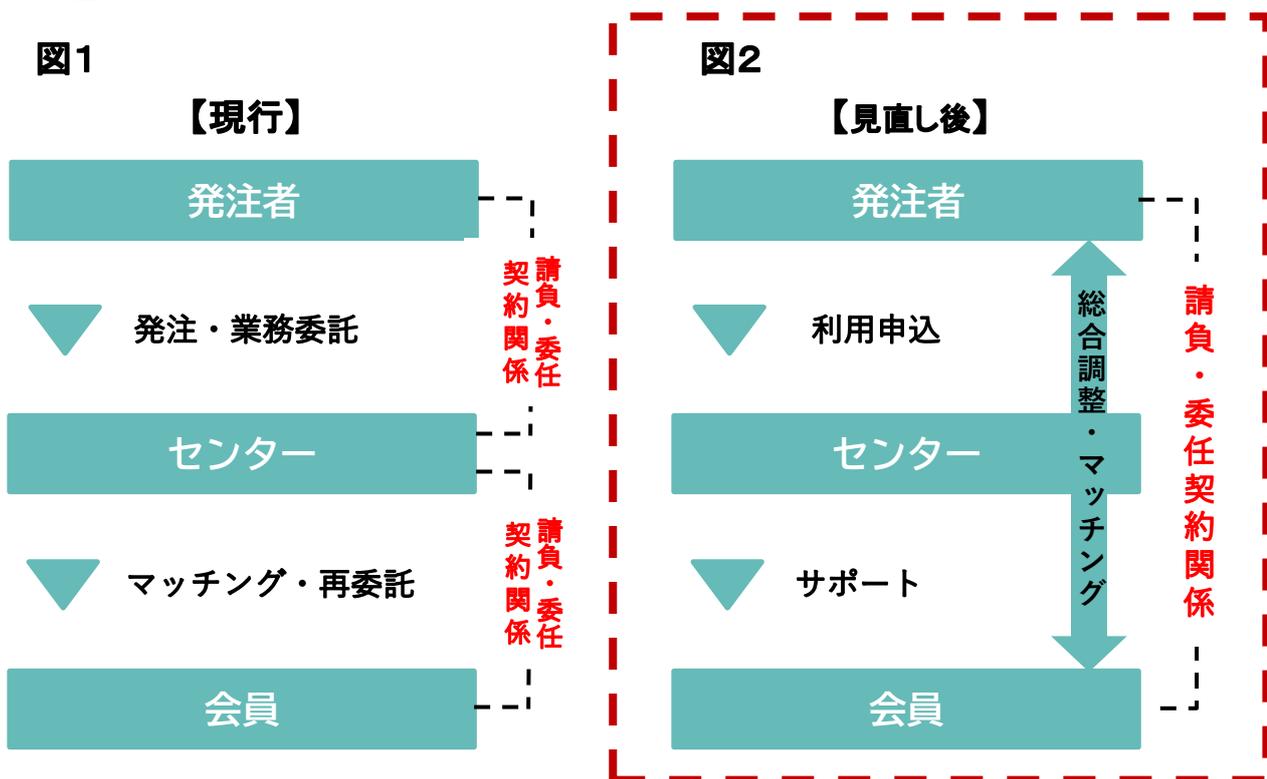
## 令和7年度から「派遣以外の就業」に関する 契約方法の見直しを行います

フリーランス法の施行が令和6年11月に予定されていますが、この法律でいうフリーランスには、個人事業主である皆さんも含まれます。

皆さんがこの法律による保護を受けられるよう、安心・安全に就業できる環境づくりを行うため、また、厚生労働省からも契約方法について見直しを行うよう方針が示されていることから、当センターでは令和7年度から派遣以外の就業に関する契約方法の見直しを行います。

見直しにより、発注者と皆さんとの間で契約関係が生じることとなりますが、実際には今までとほぼ変わるところはありませんので、引き続き安心して就業をお願いいたします。

### ■見直しのイメージ



### ※フリーランス法とは？

働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者（フリーランス）として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、フリーランスに発注する者（発注者）に対して就業条件の明示等を義務付ける措置を講じ、フリーランスに係る取引の適正化及び就業環境の整備を図るため施行される法律です。

## 契約方法の見直しによって、このように変わります

### 1 会 員

就業する前にセンターから示される就業条件（業務の内容や報酬の額など）に同意していただくこととなります。契約方法の見直しにより、この同意をいただくことで発注者との間に契約関係が成立する形となります。

なお、発注者が事業者（企業や官公庁）の場合、センターから就業条件が記載された「会員業務仕様書」を書面または電磁的方法により明示されることとなりますので、これに対して同意していただく必要があります（ただし、書面の場合においても署名をしていただく必要はありません）。

### 2 センター

発注者との間で行う業務のうち、仕事の受注、業務内容の確認、現地調査、就業会員の選考・調整、見積書の作成及び提出、委託料の請求は今までどおりセンターが行います。

ただし、発注者と締結することになる「利用契約」のための連絡調整や会員に対する業務仕様書の明示が新たな業務として追加されます。

### 3 デジタル化による対応について

「会員業務仕様書」の明示を、皆さんの来所による手渡しや郵送等で対応するのは時間や事務負担がかかり非効率です。

そのため、センターでは、「会員業務仕様書」の内容をスマートフォン等で皆さんが自ら確認できるような仕組みづくりを進めています。センター及び皆さんの負担軽減のため、皆さんには、出来る限りデジタル化の推進にご協力をお願いいたします。なお、センターでもスマートフォンに慣れていない会員向けの講習会を今後も開催してまいります。

### 4 報酬（配分金）の扱いについて

報酬（配分金）については、これまでと同様「雑所得」として扱われます。また、所得金額の計算に際して、「家内労働者等の必要経費の特例」が適用され、必要経費として55万円まで認められることについても現行と変わりません。